

平成29年度 入札制度の改正及び運用について

1 社会保険等未加入対策について

建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点や法定福利費を適切に負担する建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいう。）による公平で健全な競争環境を構築する観点から、国・県で取り組んでいます。

そこで、下記の取組みを実施することとします。

①実施内容

平成29年4月以降に公告又は指名通知する建設工事から、一次下請建設業者について社会保険等への加入を原則とします。（ただし、制裁金等の措置は講じない。）

②社会保険等加入状況の確認方法

市監督員に提出された「施工体制台帳」（別紙：次ページ）の「健康保険等の加入状況」の欄により確認を行います。この段階で、一次下請建設業者に社会保険等未加入者がいた場合は、元請業者に対して一次下請建設業者に社会保険等へ加入するように指導します。

③一次下請建設業者への指導

施工体制台帳による確認の結果、監督員より指導があった場合は、一次下請建設業者に対して、社会保険等へ加入するように指導してください。

施工体制台帳

[会社名] 国交建設株式会社

[事業所名]

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	土、建、電、管、鋼、 ほ、しゅ	大臣 特定 知事 一般 第 1122 号	平成25年11月11日
	通 工事	大臣 特定 知事 一般 第 223 号	平成25年11月11日

工事名称 及 工事内容	〇〇ビル新築工事/建築一式(地上6階、地下1階、延べ床面積9,600㎡)		
発注者 名 及 住 所	△△市役所 〒000-0000 〇〇県△市〇〇3333		
工 期	自 平成28年4月10日 至 平成28年8月30日	契 約 日	平成28年4月10日

契 約 所	区 分	名 称	住 所
	元請契約	本社	□□県△市8888
	下請契約	〇〇支店	〇〇県△市9999

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険	雇用保険	
		加入 未加入 適用除外				
	事業所 整理記号等	区分	営業所の			
		元請契約	本社			
		下請契約	〇〇支			

発注者の 監督員名	注文 一郎
--------------	-------

監督員名	建設 太郎
------	-------

現 場 代 理 人 名	国土 次郎
----------------	-------

監理技術者名 主任技術者名	専 任 国土 次郎 非専任
------------------	------------------

専 門 技 術 者 名	四国 三郎
----------------	-------

資 格 内 容	実務経験(10年・管)
---------	-------------

担 当 工 事 内 容	冷暖房設備工事
----------------	---------

外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

《下請負人に関する事項》

会 社 名	△〇土木株式会社	代 表 者 名	関東 四朗
住 所	〒000-9999 〇〇県△市0000		
工 事 名 称 及 工 事 内 容	〇〇ビル新築工事/コンクリート工、足場等仮設工		
工 期	自 平成28年4月15日 至 平成28年6月30日	契 約 日	平成28年4月15日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	大、と、筋 工事業	大臣 特定 知事 一般 第77777号	平成25年 2月10日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	①保険 加入の有 無	A健康保険	B厚生年金保険	C雇用保険
	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険

現場代理人名	関東四朗	安全衛生責任者名	田中 一郎
--------	------	----------	-------

		安全衛生推進者名	山田 二郎
--	--	----------	-------

		雇用管理責任者名	山田 二郎
--	--	----------	-------

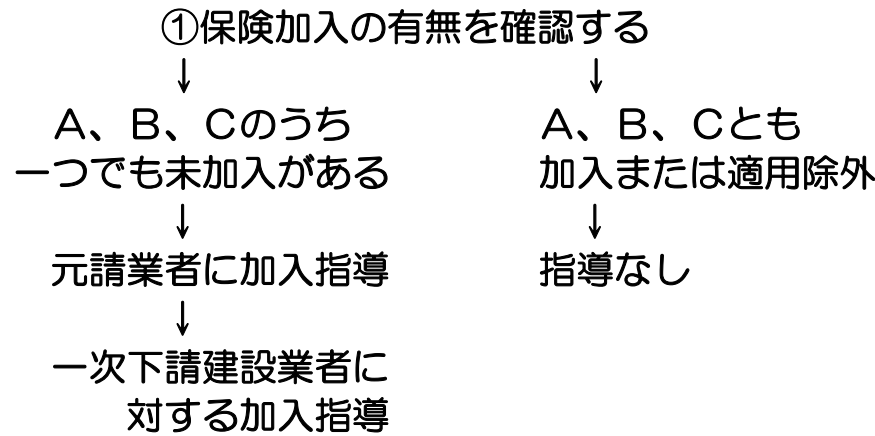
		専門技術者名	
--	--	--------	--

		資格内容	
--	--	------	--

		担当工事内容	
--	--	--------	--

の)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
-----	-----	------------------------	-----

★一次下請建設業者における社会保険等未加入対策における流れ



員(建設業法施行規則第14条の2第2項)

請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約
事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部
者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任
作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証す
る書面又はこれらの写し

・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に
雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

2 「解体工事」の発注について

①解体工事の発注について

平成28年度まで：「とび・土工・コンクリート工事」に登録のある者が対象

平成29年度から：「解体工事」に登録のある者が対象

②平成29・30年度入札参加資格申請における変更点

入札参加資格者名簿の申請業種に「解体工事」を追加しました。

平成 29・30 年度 格付及び発注基準等について

平成 29・30 年度 入札参加資格審査にあたり、次のとおり改正します。

1 主観点数を付与する工種について

主観点数を付与する工種として、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事を追加しました。

	改正後	現 行
主観点数を付与する工種	土木一式工事 建築一式工事 電気工事 管工事 舗装工事 造園工事	土木一式工事 建築一式工事

2 格付を行う工種について

格付を行う工種として、土木一式工事、建築一式工事のほか、舗装工事を追加します。他工種については、格付けは行いません。

	改正後	現 行
格付を行う工種	土木一式工事 建築一式工事 舗装工事【新設】	土木一式工事 建築一式工事

3 主観点数の項目及び配点について

(1) 新設する主観項目

主観点数の項目	配 点
【優良建設工事等表彰状況による点数】 資格審査を行う年度の前年度及び前々年度に、足利市建設工事等優良表彰要綱に基づき表彰を受けた者。(建設工事共同企業体の場合は、各構成員に付与する。)	工種ごとに表彰を受けた件数 1 件につき 20 点。
【足利市消防団協力事業所認定等による点数】 ア 足利市消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づき消防団協力事業所表示証の交付を受	該当する場合 20 点。

けている者。 イ 足利市消防団員を2名以上雇用している者。 ウ 足利市消防団員を1名雇用している者。 ※イ、ウについて、役員が該当する場合も対象とする。	該当する場合15点。 該当する場合10点。 ただし、20点を上限とする。
---	--

(2) 変更する主観項目

【工事成績評定書により算出した点数】		
項目	改正後	現 行
対象期間	変更なし	資格審査を行う年度の当年及び前年の2年間に完成したもの
対象範囲	上下水道部工務課発注工事を含む	市長部局発注工事
対象金額	入札に付する額が130万円超の工事	契約金額200万円以上の工事
計算方法	工事成績評点の平均点に基づくア又はイに掲げる点数 ア 平均点が70点以上のとき $(\text{平均点} - 69) \times \sqrt{\text{受注件数}} \times 3 + 20(\text{点})$ イ 平均点が70点未満のとき 0点	工事成績評点×難易度による係数の平均点に基づくア又はイに掲げる点数 ア 平均点が65点を超えるとき $(\text{平均点} - 65) \times 7.0(\text{点})$ ただし、140点を上限とする。 イ 平均点が65点以下であるとき 0点

4 格付について

各等級別の総合点数については、以下の基準による区分とします。

ア) 土木一式工事

種 別	等 級	総合点数	
		平成 29・30 年度	現 行
土木一式工事	A	790点以上	800点以上
	B	680点～789点	680点～799点
	C	680点未満	680点未満

イ) 建築一式工事

種 別	等 級	総合点数	
		平成 29・30 年度	現 行
建築一式工事	A	750点以上	750点以上
	B	750点未満	750点未満

ウ) 舗装工事

新たに平成 29・30 年度から、A級B級の格付けを行います。

種 別	等 級	総合点数
舗装工事	A	700点以上
	B	700点未満

5 発注基準額について

発注基準額については、以下の基準とします。

種 別	等 級	発注基準金額
土木一式工事	A	700万円以上
	B	300万円以上2,500万円未満
	C	1,000万円未満
建築一式工事	A	500万円以上
	B	3,000万円未満
舗装工事	A	130万円超
	B	1,000万円未満

6 指名基準数について

指名基準数については、以下の基準とします。

発注見込み金額	指名業者数
500万円未満	5者以上
500万円以上	6者以上
1,000万円以上	8者以上
5,000万円以上	10者以上
10,000万円以上	12者以上

平成29年度の入札に係る基本的な取り扱いについて

本市の建設工事及び建設工事関連業務について、入札・契約制度の適正化及び公共工事の品質確保を図るとともに、地元建設業の振興と地方経済の活性化に配慮し、次のとおり取り扱います。

1 指名競争入札の対象範囲について

入札事務の効率化による事業の早期着手を図るため、当分の間、指名競争入札の対象範囲を拡大する。

対 象	現行規定	当分の間の取り扱い
建設工事及び建設工事 関連業務委託	予定価格500万円未満	予定価格2,000万円未満

2 入札時における積算内訳書提出の取り扱いについて

予定価格1億5千万円以上の案件については、国の例示（土木：工種まで、営繕：科目別内訳まで）に相当する項目を記載し、入札時に提出する。

なお、予定価格1億5千万円未満の案件については、現行の様式を継続する。

3 現場代理人の常駐義務緩和措置について

足利市が発注する工事で請負金額3,500万円未満の工事2件までの兼任を認めているが、引き続き緩和措置を継続する。

事務手続き等について

建設工事・建設工事関連業務 共通

■入札日程について

入札方式及び予定価格に応じて2パターンになります。

- ①予定価格5,000万円未満の事後審査型条件付き一般競争入札及び指名競争入札
積算期間10日を目安に設定しています。
- ②大型工事（予定価格5,000万円以上の事後審査型条件付き一般競争入札）
積算期間15日を目安に設定しています。

例)

	①該当案件	②該当案件
公告又は指名通知	4月12日（水）	4月5日（水）
中営業日数	10日	15日
開札	4月27日（木）	

■契約書など各種様式の変更について

契約書の約款など、様式が変更になるものがあります。入札時、契約時には、契約検査課のホームページから最新の様式をダウンロードして使用してください。なお、水道事業分についても契約検査課のホームページからダウンロードしてください。

※ 入札時の積算内訳書については、案件によって異なることがありますので、ご注意ください。

■契約書返却方法について

契約書類一式を契約検査課へ持参していただき、契約書類一式が整っているか簡単に確認しお預かりします。（水道事業分も含む）

各案件の契約期限日（契約期限日を含む）から6営業日以降に返却可能となります。（契約期限日が4月14日（金）の場合、4月21日（金）から返却します。）

特に連絡はしませんが、契約検査課へお越してください。ただし、水道事業分については、発注者が違うため事務処理の都合により工務課から返却します。

■電子入札システムからのお知らせメールについて

電子入札システムから指名通知を発行すると、同時に指名通知書到着の「お知らせメール」が送信されますが、メールは補助的な連絡手段となります。インターネットの性質上、メールが届かない、あるいはメールの到着が遅れるなどの場合がありますので、随時、電子入札システムにログインしてご確認ください。

■電子入札の業者番号について

電子入札システムの利用者登録に使用する業者番号（9桁の数字）に変更はありませんので、電子入札システムはそのままご利用いただけます。

■指名通知別紙について

指名競争入札案件について、電子入札システムで指名通知書を発行しますが、平成29年度も指名通知別紙を設けますので、設計図書と併せて足利市ホームページからダウンロードしてください。

■設計図書について

事後審査型条件付き一般競争入札及び指名競争入札において、設計図書は足利市ホームページからのダウンロードとしています。

設計図書には、原則としてパスワードは設定していませんが、工事担当課において必要と判断したときは、パスワードが設定されます。指名競争入札案件については、電子入札システムの指名通知により確認してください。一般競争入札案件については、契約検査課までお問い合わせください。

■契約書等に記載の金額について

契約書等、金額を記入する場合には、区切り文字を「,」（カンマ）としてください。「.」（ピリオド）などは使用しないようにお願いいたします。